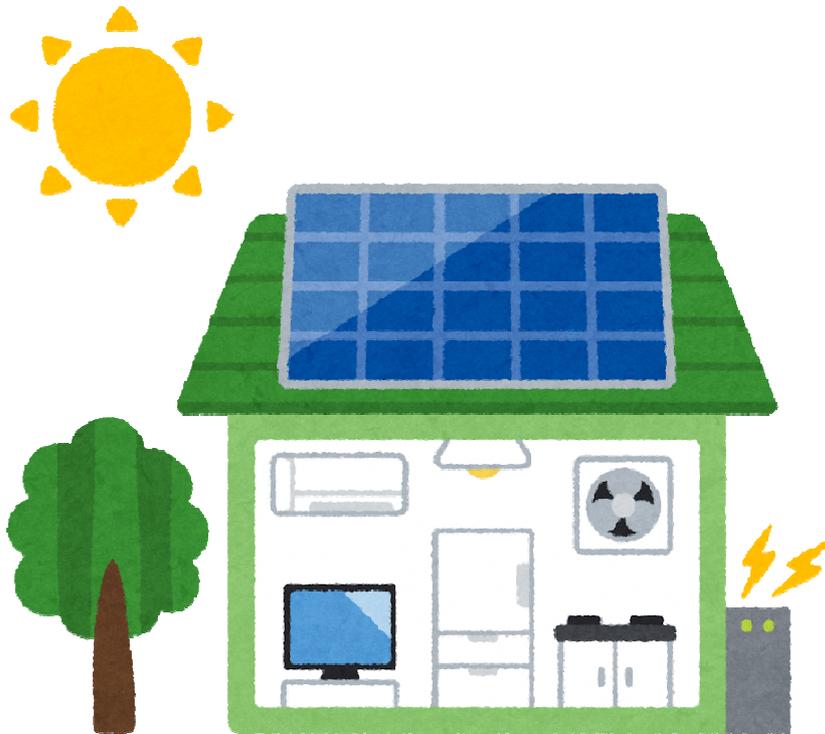


昭島市住宅用新エネルギー機器等 普及促進補助金のご案内

太陽光発電、太陽熱ソーラーシステム、燃料電池、LED照明器具など、新エネ・省エネ機器を購入し、設置した方に、費用の一部を補助します。



申請先及び問い合わせ先

- 昭島市 環境部環境課 計画推進係
- 〒196-8511 昭島市田中町一丁目17番1号
- 電話：042-544-4331
- 時間：市役所開庁日 月～金（祝日を除く。）
午前8時30分～午後5時15分

※問い合わせを含め、正午から午後1時までの時間は受付できません。

国・都等、他の補助制度とあわせて利用できます。
(他の補助制度は最終ページをご参照ください。)

● 補助の対象機器

令和6年1月1日時点において昭島市内に住所を有する個人又は法人等が、昭島市内の個人住宅、集合住宅又は事業所に新たに購入し、設置した次の機器が対象です。

1,太陽光発電	5,燃料電池
2,太陽熱ソーラーシステム	6,LED 照明器具改修工事
3,太陽熱温水器	7,LED 照明器具（シーリングライト、ペンダントライト、ダウンライト等）
4,蓄電池	

【重要】

※ 令和6年1月1日時点において昭島市内に住所を有していない場合は、期間内に機器等の設置が完了していても対象外となります。

※ 新品で未使用の機器が対象であり、リース契約等は除きます。

※ 複数機器の申請はできません。上記から1件のみ選択することができます。

※ 補助金交付は、同一住宅につき1回限りとします。（補助金交付を受けた住宅は、別の補助金対象でも申請できません。また、以前は補助金対象だったが、現在は対象外となった機器等で補助金交付を受けた住宅も申請できません。）

※ LED照明器具改修工事及びLED照明器具について、東京都が実施している「家庭のゼロエミッション行動推進事業」対象の場合は、購入額から申請者が付与される東京ゼロエミポイント分を差し引いた額より補助金額を計算します。

※ LED照明器具改修工事及びLED照明器具は、蛍光灯等から、より省エネ効果の高いLED照明器具に交換する場合のみが補助金対象です。新規での取り付けやLED照明器具からの交換は対象外となります。また、電球のみの交換を除きます。

※ 蓄電池について、太陽光発電パネルにて発電した電気を貯める太陽光発電連携型蓄電池及びそれに準ずる性能を持つ蓄電池が対象です。

● 補助金対象となる設置期間及び申請期間

機器等設置完了日	申請期間
令和5年1月1日から令和5年12月31日まで	令和5年12月1日から令和6年1月31日まで

※郵送による場合は、令和6年1月31日の消印有効

※本補助金は、設置後申請です。設置の遅れや申請忘れにご注意ください。

● 補助金額

補助対象機器	補助金額 ※1
太陽光発電	1万5千円（1キロワットあたり） 上限6万円 ※2
太陽熱ソーラーシステム	5万円
太陽熱温水器	2万5千円
蓄電池 ※3	上限5万円（機器費の1/3以内の額）
燃料電池	5万円
LED照明器具改修工事（既存家屋に限る）	上限10万円（工事費等の1/3以内の額）
LED照明器具（シーリングライト、 ペンダントライト、ダウンライト等）	1台あたり上限5千円（4台まで） 機器費の1/2以内の額

※1 **補助金額** 補助金額は、ポイントやクーポン等を差し引いた後の実費支払額を基準として算定します。また、1,000円未満の端数は切り捨てます。

（例）10,000円のLED照明器具（東京ゼロエミポイント4,000円分付与対象）を2台購入した場合（購入時に1,000円分の店舗限定ポイントを利用）

（計算）・①10,000円と②9,000円の実費負担（1台のみ店舗ポイント利用分の差し引き）

・1台のみ4,000円分の東京ゼロエミポイントを差し引く。

① $(10,000 - \text{ゼロエミ} 4,000P) \times 1/2 = 3,000$ 円（機器費の1/2以内の額）

② $(10,000 - \text{店舗} 1,000P) \times 1/2 \div 4,000$ 円（機器費の1/2以内の額）

↪ 1,000円未満切り捨て

・3,000円 + 4,000円 = 7,000円 ⇒⇒⇒ **補助金額は7,000円！！**

※2 **太陽光発電** 最大出力キロワットを根拠に交付金額を計算します。

（例）合計3.334キロワットの太陽光パネルを設置した場合

（計算）・発電量を3.33キロワットで計算する。（小数第3位以下を切り捨て）

→ $3.33 \times 15,000$ 円 = 49,950円（1キロワットあたり15,000円）

→ 49,950円 ⇒ 49,000円（1,000円未満の端数切り捨て）

⇒⇒⇒⇒ **補助金額は、49,000円！！**

- ※3 **機器費** リチウムイオン電池部に加え、パワーコンディショナー等の電力変換装置を備えたシステムとして一体的に構成された機器費用のことです。
(付帯設備及び工事は補助対象外となります。)

● 申請

補助金交付を受けるには、昭島市住宅用新エネルギー機器等普及促進補助金交付申請書（第1号様式）に記入し、必要書類と併せて環境課計画推進係までご提出ください。郵送による申請も可能です。

1. 窓口でお申し込みいただく場合

環境課窓口申請者の身分証明書（※）と必要書類を直接お持ちください。

手続代行者が申請される場合は、申請者の身分証明書の写しと手続代行者の身分証明書の両方をお持ちください。

【受付時間】市役所開庁日 月～金（祝日を除く。）

午前8時30分～午後5時15分

※問い合わせを含め、正午から午後1時までの時間は受付できません。

※ **身分証明書** 運転免許証等、本人確認ができる書類をいいます。

2. 郵送でお申し込みいただく場合

申請者の身分証明書の写しと必要書類を併せて、**返信用封筒（84円切手を貼付し、返送先の住所・氏名を記載したもの）を同封**のうえ、下記宛先までお送りください。**手続代行者が申請される場合は、手続代行者の身分証明書の写しも同封してください。**

【宛先】〒196-8511 昭島市田中町1-17-1

昭島市役所 環境課 計画推進係

● 交付

申請後は、提出書類の審査の結果、交付・不交付を決定します。

交付決定の通知を受け取りましたら、補助金の請求書を提出してください。この請求を受け、市から口座振替で補助金を交付します。

また、予算を超える申請があった場合の補助金額は、次の計算によります。

補助金額（1,000円未満切り捨て）＝申請額×按分率 ※

※ **按分率**：予算額／全申請額

（例）按分率 85%の場合

4,000円（申請額）×85%（按分率）＝3,400円

⇒⇒⇒⇒**補助金額は、3,400円！！**

● 必要書類の配布

申請書等は昭島市公式ホームページからダウンロードが可能です。また、昭島市役所環境課、保健福祉センター（あいぽっく）、東部出張所、環境コミュニケーションセンター、武蔵野会館、緑会館、アキシマエンス（教育福祉総合センター）でも配布します。

● ご協力をお願い

補助金交付を受けた方には以下についてご協力をお願いしています。

1. あきしま省エネ家計簿 WEB 版・アプリ版への登録
2. 機器等に関するアンケート調査など

● その他確認点

- ① 機器等設置完了日・申請期間は先に記載してある「●補助の対象」の表のとおりとなっていますので、ご確認ください。
- ② 代理人による申請も可能です。その場合、手続代行者選任届（第2号様式）にご記入のうえ、必要書類と併せて提出してください。
- ③ 昭島市公式ホームページに要綱を掲載しています。よく確認したうえで、申請してください。（「昭島市 新エネ 補助金」で検索してください。）
- ④ 申請書等は、油性ボールペン等で記入し、鉛筆や消せるボールペン等は使用しないでください。

● 注意点

- ① 購入に当たっては契約書等の内容をよく確かめ、商品やサービスの内容・支払い総額を十分に検討しましょう。
- ② 可能であれば複数社の商品を値段・性能などの点から十分に比較し、ご自身のニーズに合った商品を購入することをお勧めします。
- ③ 訪問販売によるトラブルなど契約等で困ったときには、
『昭島市消費生活センター』にご相談ください。

電話 042-544-9399 (FAXも同じ)

月～金 午前9時～正午/午後1時～午後4時

● 国・都等の補助制度について

条件・対象機器によりさまざまな補助金制度がありますが、現時点で補助の実施等について確認できないものもあります。お手数ですが、詳細については申請者ご自身でご確認ください。

以下は国・都が実施している各種補助金に関する問い合わせ先です。
是非、ご活用ください。

【国の補助制度】

問い合わせ先	一般社団法人 環境共創イニシアチブ https://sii.or.jp/
--------	--

【東京都の補助制度】

問い合わせ先	クール・ネット東京（東京都地球温暖化防止活動推進センター） https://www.tokyo-co2down.jp/subsidy
--------	--

● 本補助金制度についての問い合わせ

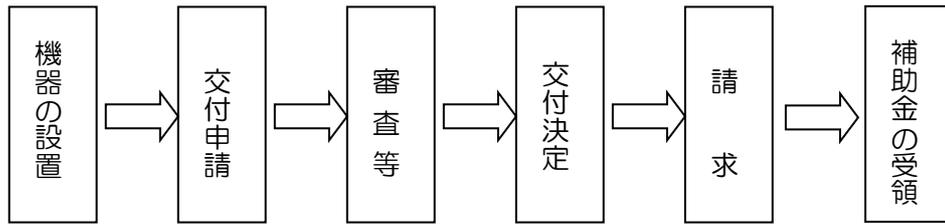
昭島市 環境部環境課 計画推進係

電話：042-544-4331

時間：市役所開庁日 月～金（祝日を除く。）午前8時30分～午後5時15分

※正午から午後1時までの時間は受付できません。

●申請及び交付の流れ



設置者（申請者）	昭島市
<p>設置後申請</p> <p>申請書</p> <p>「昭島市住宅用新エネルギー機器等普及促進補助金 交付申請書（第1号様式）」</p> <p>添付書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 設置機器の設置日がわかるもの ● 領収書又は支払い金額を証明できるものの写し ● 仕様の確認できる見積書又はカタログ等の写し ● 機器の設置状況を示す写真 <p>※本体価格分及び設置工事分の金額が確認できる 書面の写し</p> <p>※ LED照明器具改修工事の場合は、「新旧照明器具 比較表及び照明器具導入に関する確認書（第3号 様式）」を施工業者に記入してもらい添付</p> <p>※ LED照明器具を改修する場合は、「LED照明器 具等導入証明書（第4号様式）」</p> <p>※ 住民票の写し及び納税証明書</p> <p>※ その他市長が必要と認めるもの</p> <p>※ 「手続代行者選任届（第2号様式）」及び申請者の 身分証明書の写しと代行者の身分証明書</p> <p>【※ 印は該当者のみの添付書類】</p>	<p>申請書及び添付書類の受理及び審査</p> <p>身分証明書を忘れず お持ちください。</p> <p>保証書、購入電力量の お知らせの写しなどです。</p> <p>設置工事は、電気工事など機器等 の設置を要する工事等です。</p> <p>「昭島市住宅用新エネルギー機器等普 及促進補助金交付申請書（第1号様 式）」において、住民基本台帳記録と納 税状況を確認することに同意する署名 をいただければこちらは不要です。</p>
	<p>交付決定</p> <p>「昭島市住宅用新エネルギー機器等普及促進 補助金交付（不交付）決定通知書（第5号様 式）」発送</p>
<p>交付決定後（交付決定翌日から20日以内）</p> <p>「昭島市住宅用新エネルギー機器等普及促進補助金 交付請求書（第6号様式）」</p>	<p>受理、確認</p>
<p>補助金の受け取り</p>	<p>補助金の交付（指定口座への振込）</p>